会計年度任用職員(臨時)の登録者を募集します!

1募集区分

○会計年度任用職員(臨時)

2募集職種

○東京都が任用する学校事務、栄養士、養護教諭の欠員補充 ※栄養士および養護教諭は要資格

3勤務場所

○杉並区立小・中学校、済美養護学校

4勤務時間

- ○フルタイム
 - 1日7時間45分×1月16日以内
- ○短時間
 - 1日7時間以内 ×1月20日以内
 - ※それぞれ週あたり最大31時間までとなります。
 - ※勤務形態は勤務校と調整のうえ決定します。

5任期

○最大12月 (別途ご相談)

6時給

- ○学校事務 1,341円
- ○栄養士 1,783円
- ○養護教諭 1,903円

7手当

- ○通勤費:1月55,000円まで実費支給
- ○期末手当・勤勉手当:6月以上の勤務があり、所定の勤務日数・時間がある場合に支給

8 社会保険

○勤務形態に応じて、社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。

9 休暇

○勤務形態に応じて年次有給休暇、慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇が 付与されます。

10登録方法

- ○登録は、電子申請または郵送・持参により随時受付けます。
- ○電子での登録を希望される方は、右の二次元コードより申請してください。
- ○郵送・持参での登録を希望される方は、

「会計年度任用職員(臨時)申込書」に必要事項を記載の上、 教育人事企画課へ提出してください。

- ○登録申請を受領した段階で登録完了とします。
- ○登録が完了した旨の通知は行いません。また申請書類の返却は行いません。

11採用について

- ○登録者の中から、欠員等が発生した学校で必要とされる適性、経験、資格を満たしている方へ 連絡し面接を行います。面接は基本的に当該校で行います。
- ○面接の結果により最終的に採用を決定します。従って、登録者が必ず採用されるわけでは ありません。また、欠員等がなければご連絡できないことがあります。
- ○登録期間は登録年度の3月31日までとします。期間終了後の自動継続は行いません。 引き続き登録を希望する場合、再度登録の申込みを行ってください。

12欠格条項(地方公務員法第16条)

次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法の第六十条から第六十三条まで に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

